

半田市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度による半田市への寄附促進、地場産品の PR 及び販売促進等による地元企業の活性化を図るため、ふるさと納税を行った寄附者に対して、地場産品をふるさと納税返礼品として送付いただける事業者（以下、「提供事業者」という。）を募集する。

2. 提供事業者の要件

次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

- (1) 原則として、半田市内に事業所（本店、支店等は問わない。）がある法人、その他の団体及び個人事業者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、及び愛知県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員ではないこと。
- (4) 上記のほか、市長が適当と認めた者。

3. 提供する返礼品

次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

- (1) 半田市の魅力を発信する商品、サービスであること。
- (2) 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号のいずれかに該当すること。

※別紙 1 参照

- (3) 公序良俗に反しないもの。

4. 提供事業者の費用負担

- (1) 返礼品代（包装代や箱代を含む）や送料は原則として市が負担する。
- (2) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより、商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

5. 提供価格

寄附金の額は、6,000 円以上 1,000 円単位とする。

ただし、送料の負担がない返礼品（電子商品券等）については、この限りではない。

返礼品の価格は、寄附金額の 3 割以内（消費税、梱包料、手数料を含む）、かつ、送料を含めて寄附金額の 4 割以内とする。

6. 申込方法

様式 1「半田市ふるさと納税提供事業者参加申込書」に必要事項を記入し、半田市企画課まで持参、郵送、メール又は FAX により提出する。

7. 募集受付期間

随時

8. 個人情報の遵守

提供事業者は、返礼品等の受注及び発送に係る寄附者の個人情報について、半田市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的に使用しないこと。

9. 取扱いの取り消し

提供事業者は、返礼品が次のいずれかに該当することが判明したときは、取扱いを取り消すものとする。

- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
- (2) 半田市ふるさと納税提供事業者募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

10. その他

- (1) 寄附者から返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、事業者の責任において対応すること。
- (2) この要項に記載のない事項については、双方での協議の上、対応すること。

11. 提出先及び問合せ先

〒475-8666 半田市東洋町 2 丁目 1 番地

半田市役所 企画部企画課

TEL 0569-84-0605

FAX 0569-25-2180

E-mail kikaku@city.handa.lg.jp